

## 商標ライセンス型 FC は何故日本では FC ではないのか

フランチャイズが日本に導入されたのは 1963 年、東京オリンピックが開催された前年のことです。日本で最初のフランチャイズは「ダスキン愛の店」やペコちゃんでお馴染みの洋菓子の「不二家」と言われています。

フランチャイズは言うまでもなく米国で生まれたビジネス手法です。ところで、あまり知られていないのですが、米国では、フランチャイズは商標ライセンス型フランチャイズとビジネスフォーマット型フランチャイズの 2 種類に分類されます。

米国でフランチャイズが誕生したのは 1850 年代といわれ、はじめてフランチャイズ展開をしたのはシンガーミシンというのが定説です。今の日本国内にあるシンガーミシンもこの流れをくむものだと言われています。シンガーミシンは、販売員に対し特定の販売地域を指定してミシンの販売権を付与、販売割合に対しその対価を徴収する方式で販売組織を作り上げました。シンガーミシンのやり方は 2 つのフランチャイズのうちの商標ライセンス型フランチャイズに分類されます。商標ライセンス型フランチャイズは伝統的なフランチャイズとも言われ、本部が製品・原料の供給と商標等の使用を認めるものです。後に自動車ディーラー、ガソリンスタンド業界がこの方法を取り入れました。

一方、ビジネスフォーマット型フランチャイズは商標ライセンス型フランチャイズよりずっと後になって誕生した手法で、製品・原料の供給と商標等の使用を認めるものだけでなく、本部が開発した経営手法を使用することを認める事業形態です。ビジネスフォーマット型フランチャイズが世に出たのは第 2 次世界大戦後で、「ケンタッキー・フライド・チキン」、「マクドナルド」等が代表的なビジネス・フォーマット型フランチャイズといえるでしょう。マックや KFC は本部が本部が製品・原料の供給と商標等の使用を認めるだけでなく、店の作り方や売り方までも本部が提供します。

ここまでお話しすると、トヨタ自動車のディーラーや出光のガソリンスタンドがフランチャイズなのという疑問が生まれると思います。そう、米国では商標ライセンス

無断転用を禁止します。



型フランチャイズとビジネスフォーマット型フランチャイズの両方ともフランチャイズに分類され、自動車ディーラーやガソリンスタンドもフランチャイズなのです。ところが、日本ではビジネスフォーマット型フランチャイズのみがフランチャイズなのです。つまり、トヨタ自動車のディーラーや出光のガソリンスタンドはフランチャイズではないということになります。

では、何故、日本ではビジネスフォーマット型フランチャイズをフランチャイズとして、商標ライセンス型フランチャイズをフランチャイズではないとするのでしょうか。実はこれについての明確な学説などは皆無です。ここでは小職なりの見解を述べさせていただきます。

1956年、コカ・コーラが日本に上陸しました。当時、コカ・コーラは日本初のフランチャイズと言われたそうです。米国のコカ・コーラ本社が東京飲料という日本企業（後の東京コカ・コーラボトラーズ）に原液を供給し、コカ・コーラの商標使用权も与えました。つまり、商標ライセンス型フランチャイズに該当し、国境を越えた国際的なフランチャイズということになります。

ところが、本部が製品・原料を供給するとともに商標等の使用を認めるというビジネス手法はコカ・コーラが日本に上陸する前から日本に根付いていました。ダスキンのフランチャイズ展開を開始した半世紀以上前の1907年（明治40年）に、米国スタンダード石油が日本国内で特約店・代理店制度に着手しました。その後、1925年にはフォード自動車、1927年にはゼラルモーターズが日本国内に販売網の整備に着手しました。

戦前の日本企業も負けてはいませんでした。1920年には資生堂がチェーンストア制度を構築し、今でもその店舗網は存在しています。1931年のダット自動車製造（現日産自動車）、1935年の豊田自動織機製作所（現トヨタ自動車）などが続きました。中でも、星製薬は、自社で製造したか家庭薬を販売する店舗網を作り上げ、最盛期の1923年には店舗を35,000店以上にまで増やしたとのこと。ちなみに、星製薬は今でも存在し、創設者の星一は星薬科大学の設立者としても知られています。これら

無断転用を禁止します。



Franchise Brain Inc

の展開手法は、本部が製品・原料を供給し、本部の屋号の使用を認めるという点で商標ライセンス型フランチャイズと同じということができます。

さて、話は戻りますが、1956年にコカ・コーラが日本に上陸し日本初のフランチャイズと自らを表現したわけですが、当時の流通業の専門家たちは困惑したに違いありません。コカ・コーラが日本初のフランチャイズというのなら、資生堂や星製薬はフランチャイズではないのかという議論が沸き起こるに違いありません。40年以上も前にさかのぼり、資生堂が日本初のフランチャイズだというのも何とも間の抜けた話です。

このような事情から、当時の流通業の専門家の皆さんが、日本におけるフランチャイズはビジネスフォーマット型フランチャイズだけをフランチャイズとし、商標ライセンス型フランチャイズは日本ではフランチャイズに分類しないという暗黙の了解ができたのではないかと思います。これなら、丸く収まりますね。

[トップページへ](#)

無断転用を禁止します。